

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第1回宮城県大河原警察署協議会
開催日時	令和7年2月27日（水） 午後2時03分から 午後3時47分まで
開催場所	宮城県大河原警察署大会議室
出席者等	1 協議会委員 藤原義信会長、丹羽幸子副会長、村上弘毅委員、中村弘一郎委員、 遠藤正樹委員、橋本鈴江委員 2 警察署側 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、刑事課長、交 通課長、警備課課長代理、警務係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

議事概要	1 報告事項等
	(1) 令和6年12月末における管内の治安情勢について（署長）
	ア 全刑法犯認知件数
	発生件数 524件（前年同期比 +115件）
	検挙件数 215件（前年同期比 +85件）
	イ 重要犯罪認知件数
	殺人 1件（前年同期比 ±0件）
	強盗 1件（前年同期比 +1件）
	不同意性交わいせつ 7件（前年同期比 +3件）
	窃盗犯認知件数
	侵入窃盗・忍込み等394件（前年同期比+141件）
	忍込み
	ウ 特殊詐欺等認知状況
	特殊詐欺
	認知件数 12件（前年同期比 -3件）
	オレオレ詐欺 2件（前年同期比 +2件）
	架空料金請求詐欺 9件（前年同期比 -2件）
	その他 1件（前年同期比 -3件）
	被害額合計 35,486,000円（増減+18,118,000円）
	SNS・ロマンス詐欺
	認知状況 7件（前年同期比 -2件）
	被害額合計 66,890,000円（増減+31,520,000円）
	エ 子供女性対象脅威事犯取扱い件数
	発生件数 47件（前年同期比 +16件）
	声かけ 12件（前年同期比 +6件）
	つきまとい 1件（前年同期比 +1件）
公然わいせつ 5件（前年同期比 ±0件）	
迷惑防止条例 10件（前年同期比 +5件）	
こどもを犯罪の被害から守る条例	
8件（前年同期比 +4件）	
軽犯罪法 3件（前年同期比 -1件）	
暴行等 1件（前年同期比 -1件）	
その他 7件（前年同期比 +2件）	
オ 地域防犯活動	
「道の駅村田」における強盗訓練の実施	
令和6年12月12日道の駅村田において、強盗訓練を実施。	

「年末・年始特別警戒取締り出動式」の開催
令和6年12月13日、当署において「年末・年始特別警戒取締り出動式」を開催した。

柴田町地域おこし協力隊の「ゆずさん」を一日警察署長に委嘱して街頭キャンペーンを実施し、村田保育園児による防犯広報等を実施した。

カ 交通事故発生状況

人身事故	138件	(前年同期比	-32件)
死者数	2人	(前年同期比	±0人)
負傷者数	172人	(前年同期比	-46人)
物件事故	1435件	(前年同期比	+11件)

(2) 令和7年上半期における速度取締り指針（交通課長）

令和7年上半期における大河原警察署の速度取締り指針や管内における交通事故実態などについて説明を行った。

【委員】

子どもに対する声掛け事案について、どういう場合にどういう風に声を掛けられたのか教えて欲しい。

【回答 生活安全課長】

子どもに対する声掛け事案については、一概に「悪意がある」と言えない場合がある。

同じ方向に歩いている人がいて、しばらく歩いて振り返ったところ、またいたので不審に思う人もいる。

また、遠くからスマホを向けている人がいて、自分たちを撮っているんじゃないかと不安を感じる人からの通報等がある。

車の中から「アメ食べない」と実際に声を掛ける者もいる。

そういった事案に関し、大河原署では一つ一つ確認しながら対応している。

通報のあった事案には早期に臨場をして、行為者がいて検挙すべき事案であれば検挙している。

検挙できない事案に関しては、行為者に対して、「不安を感じる人もいるので誤解される行為はしない様に」と注意するなどの対応をしている。

【委員】

子ども達の感じ方で変わらと思う。

子どもが感じたことを大人が聞いて、それに対応して学んでいければいいと思う。

子どもの意見を取り上げて、見守り隊のパトロールや子ども達と面識を作ってやっていきたい。

【委員】

孫から聞いた話だが、孫が1人で帰ってきた時、男の人に「郵便局はどこ」と聞かれたとのこと。

孫は何とか答えたそうだが、自分ではしっかりこななかったようだ。

私は、孫に注意したが、今のご時世、本当に注意しなければならないのか分からない場合がある。

郵便局の場所ならスマホで調べれば直ぐに調べられるのに何で聞いたんだろうと不安に思った。

【回答 生活安全課長】

大河原署管内でも、実際に子ども達に声を掛けてくる者がいる。

子ども達には、「スキを見せない」、「距離を取る」、「連れ込まれないようにする」、「直ぐ逃げる」、「複数名で登下校する」といった指導をしていただければと思う。

2 協議事項（意見要望等）

(1) 生活安全課関係

【委員】

県内や大河原警察署管内における虐待から逃げてきた少年少女を救う施設の現状について教えていただきたい。

【回答】

保護者から虐待を受けた児童を保護する施設は、児童福祉法に基づき設置されていた児童相談所となる。

これは、児童相談所だけが有する機能で、県内には、仙台市や名取市等の6か所に設置されており、当署管内の児童については、名取市にある宮城県中央児童相談所が対応することとなる。

また、いわゆる子どもシェルターや若者シェルターは、NPO法人等の民間事業者が運営しており、児童の相談にのったり、勉強の場を提供したり、食事を提供したりするものと承知しているが、児童を保護する機能はないため、仮に児童から虐待被害に関する話が聞かれた場合には、シェルターであっても、一般の方と同様に、最寄りの児童相談所に通報する義務が生じることとなる。

なお、警察では子どもシェルターや若者シェルターといった施設の実態が把握できておらず、当署管内における同様の施設も把握できていない状況にある。

次に、現状ということで当署における児童虐待の取扱いについ

ては、昨年の令和6年中の児童虐待への対応総数は、79件（前年比+22件）となり、虐待が認められた119人の児童について、児童相談所に書面や身柄付きで通告を実施している。

身柄付きというのは、保護者との分離が必要と判断して、児童相談所に直接、児童を連れて行き保護してもらう措置のことである。

児童相談所では、必要に応じて児童や保護者と面接したり、助言や指導といったケースワークを行い、必要な介入を行うこととなる。このケースワークの一環として、児童の居場所作りのためにシェルターを活用するといった例もあると承知している。

いずれ、困りごとをもった児童が、助けを求める先として児童相談所や学校、警察だけではなく子どもシェルターや若者シェルターも選択肢の一つとなることができれば、これまで以上に子ども達の声を聞く大人が増えることになるので、ひいては子どもの健全育成につながる役割を担うものと考えている。

【委員】

子どもの相談できる場所が児童相談所に入る前にあればいいと思ひ、またそれを知っている大人ももっと増えていけばいいと感じている。

(2) 交通課関係

【委員】

川崎中学校東側道路において交通指導取締りを実施してほしい。

【回答】

御要望については、管轄の川崎駐在所と情報共有し、体制を確立した上で、適用時間帯における交通指導取締りに加え、レッド警戒走行や駐留警戒による見せる活動を実施する。

併せて、川崎中学校や道路管理者等の関係機関と協力し、保護者に対する広報や注意喚起を促す看板設置等、地域の協力を得ながら違反を起こさせない対策を講じていきたいと考えている。

【委員】

甲子公園前道路の路面をカラー化（歩行者保護対策）してほしい。

【回答】

道幅が狭く歩道を設置出来ない道路での路側帯のカラー化は、車道と歩道を視覚的に分離するなど、歩行者安全対策として有効

といえる。

そもそも対象のカラー舗装は法定外表示で、法律に定める道路標識・道路標示に位置づけられないものの、交通の安全と円滑を図り、交通規制の実効性を高めることを目的として設置しているものである。

法律で定めた道路標識等とは違い、法定外表示については道路管理者に設置権限があり、今回のカラー舗装は道路管理者、要望の道路は町道となるため大河原町役場が判断し、設置することとなる。

歩行帯のカラー舗装は原則、路側帯に設けることが基本で、道路幅が狭すぎると路側帯を設けることができない場合もあるため路側帯の設置も含めて今回のご意見を道路管理者に申し入れ、カラー舗装設置を働きかけていきたいと考えている。

【委員】

学校行事開催中に周辺警戒（交通指導取締り）を実施してほしい。

【回答】

管轄の柴田交番と情報共有し、各行事開催時間帯における商業施設等を踏まえた周辺のレッド警戒走行や駐留警戒による見せる活動を実施し、悪質ドライバーに対しては交通指導取締りを行って対応する。

【委員】

夜間、元堰場橋の中央分離帯の線が見えず、非常に危険だと感じるので対応をお願いしたい。

【交通課長】

会議後、地図等を見て場所を教えてください、警察として対応できるか等を確認する。

【委員】

川崎町役場前の十字路交差点でも一時停止をしない車が多いので、取締りをしていただきたい。

川崎駐在所のみでは難しいと思う。

一時停止をしない車が多く、交通事故防止のため、対応をお願いする。

【交通課長】

承知した。

議事概要	<p>3 部外講話（サイバーセキュリティ講話） 演題 サイバーセキュリティ対策講演 ～ネット犯罪・情報漏えいの実態と対策方法について～ 講師 株式会社高山 盛 柁貴（もり まさたか） 様 講師による部外講話を実施した。</p> <p>4 次回の開催予定 次回協議会は、令和7年6月に開催予定</p>
------	---